

Title	デヴィッド・ヒュームの経済学説 (二)
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.12 (1919. 12) ,p.1588(52)- 1620(84)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19191201-0052

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

デヴィッド・ヒュームの經濟學説 (二)

高橋誠一郎

六

凡そ如何なる形質と雖も、仁愛及び公正に越えて人間の美性に對し大なる主張を與ふるものなし。而も吾人にして若し仁愛が斯く大なる稱讚に値する所以を考究せんか、其結果は正に該美德の社會に對する效用に依るもの大なるを發見するなる可し。而して公正に關しても、此美德の存在其者は亦た社會の存在を包意するものなり。公共の效用は實に其唯一の本原にして、其有用性の程度は復た之が功勞の標準たるなり。自然にして若し人類全般に對して外界の有用物件を給與すること放漫にして、各個人は何等の懸念なく、亦た勤勞なくして確然其欲求する所のものを取得し得可しとせば、彼が自然の美は總ての人爲的裝飾に優り、四季共に快和なる氣候は總ての衣類と家屋とを無用ならしめ、調理せざる草木は最も

美味なる食物を給し、清澄なる湧泉は最も滋味なる飲料を與ふ可く、勞力を必要とする業務は一も其必要なく、農耕も舟航も其要なかる可し。音樂と詩歌と冥想とは其唯一の事業たり、談話と悅樂と友愛とは其無二の慰安たる可し。(前掲 *Of Justice*, pp. 217-8.)

斯くの如き幸福なる状態に在りては有らゆる他の社會的美徳は榮えて、幾倍の増加を受く可しと雖も、而も戒心深く、妬心大なる公正の徳は全然無用にして、曾つて一度びも夢想せられたること非ざる可く、又た能く美德の中に算せらるゝことなかる可し。總ての人が既に充分以上を有する場合に如何なる目的の爲めに財貨の分割を行ふ可きや。何等の損害と雖も、能く存在し得ざる所に在つて、何故に所有權は發生す可きぞ。或る物件が他人によりて略取せられんか、余は同一價値の物件を自ら領有するが爲めには單に余の手を差延ぶるを要するに過ぎざる時、何が故に之を以て余のものなりと呼ぶ可きか。今日の如く人類が窮乏せる状態に在る時に於てさへ、一定の恩恵が自然によりて無限の豊富を以て寄與せらるる所に於ては吾人は常に之を全人類の間に共有ならしめ、權利及び財産の細分を行

ふとなし。水及び空氣は有らゆる物件中最も必要なるに拘らず、個人の財産として要求せらるゝことなく、又た何人とも雖も、是等天恵の最も放漫なる使用と享樂とに由りて不正を行ふこと能はざるなり。人口寡少なる豊沃廣大の國土に於ては土地も亦た同一状態に在り、而して海洋の自由を擁護する者は切りに航海上其用の無盡なるを主張す。果して航海によつて取得せられたる利益が爾く盡くることなしとせば、是等の論者は毫も論駁す可き反對者を有することなかりしなる可く、又た如何なる要求も大洋に對する分有、獨占の支配權に就きて提起せらるゝこと非ざりしなる可し(同、p. 218-9)。(東方の海洋に對する葡萄牙の主張を排して大洋は萬邦に對して自由なる可きを固守せる Hugo Grotius の *Mare Liberum*, 1609. 並に英蘭兩國間に於ける海洋支配權に關する論争起るに及び、前者を論駁せる John Selden の *Mare Clausum*, 1635. の如き其著例なり)。

加之ならず、縦令ひ人類の必需品が今日と同一の状態を持續するも、而も人心にして寛大と爲り、友愛の念滿ちて、總ての人は總ての人の爲めに無上の深情を盡し、其同伴の利益以上に毫末も自己の利益を念頭に懸くることなしとせば、公正の必要は斯くの如き廣大なる仁愛の爲めに停止せらる可く、又た資産及び義務の區分と境界とは嘗つて思料せらるゝことなかる可し。這般の假定に基き、有らゆる人は他に對して第二の我なるが故に、其利益の全部を擧げて嫉妬なく、障壁なく、差別なく、之を總ての人の任意に委す可く、而して全人類は唯一の家族を構成するなる可し。人心の傾向今日の如き状態の下に在りては上述せるが如き寛洪なる性情の完全なる例證を發見すること恐らくは困難なる可きも、而も家族の場合には之に庶幾きものにして、個人の間、に於ける相互の愛情愈よ強大なるに隨つて、之に接近すること益す大と爲り、總て有らゆる財産の區別は大部分失はれて、彼等の間に共同のものとなす可し。夫妻間に於ける愛情の接合は法律によりて有らゆる所有の區別を撤廢せしむるまでに強大なりと想定せられ、而して事實屢ば之に歸せしめられたる效力を有せり。(Thomas H. Huxley 之に註記して曰く「第十八世紀に於ける家族的情愛は第十九世紀に於けるよりも強大なりしならんも、而も必然 *Time* が獨身者の無經驗のみ惟り能く彼が當時の結婚法の推定及び其效果に關する不可思議なる解釋を説明するを得るなり。法は正に有らゆる財産の分割を廢止せ

り、而もそは夫をして唯一の所有者たらしむるに由りて之を爲せるなり」と。Huxley, *Hume with Helps to the Study of Berkeley*, Collected Essays, vol. vi, 1902. p. 233. 而して總ての原則の主張が放肆に流れたる時、新たなる熱情の熾烈なるに際し、財貨の共有は屢ば企圖せられたり。而して輕率なる狂信者をして再び公正及び分有財産の思想を採用せしむるを得たるものは人々の再現し若しくは變裝せる私慾よりする其不利の經驗に外ならざるなり。然れば這般の徳は全然其存在を人類の交際及び社會的状態に對する其必要より得たるものなると疑なきなり(同 pp. 219-221)。

他方に於て一般的窮乏に際しては宛も一般的充實の場合と等しく、嚴正なる公正の法則は停止せられて、必至と自己保存の更に強烈なる動機は之に代る可し。即ち人は獨り公正を尊重するも、そは最早自他の安全に取りて何等の用なければなり(同 pp. 221-2)。一般の社會状態は總て是等兩極端の中間に位するものなり。

吾人は生來自己及び自己の朋友に對して偏頗なるも、而も更に不偏なる行動より生ず可き利益を學ぶを得るなり。自然の恩恵に依つて無償に賦與せらるゝ享樂は極めて尠きも、而も技術と勞働と勤勉とによりて吾人は頗る豊富に之を取得するを得るなり。是に於て乎、財産の觀念は總ての文明社會に必要と爲り、公正は公共に對する其有用性を取得し、而して是に由りてのみ惟り其價值と倫理的義務とを生ずるなり。斯くて Hume に取りては詩人の謂ゆる黄金時代又はサツルヌスの治世も、哲學者の謂ゆる自然の状态も等しく無稽のものと爲る。而して兩者は相矛盾せる假想にして、一は想像し得可き最も愉快なる平和の状态にして、他は最も極端なる窮迫を伴へる相互抗爭の状态なり(斯く自然の状态を以て戰爭の状态と做すの思想は一般に想像せらるゝが如く Hobbes に始まるに非ず Plato は其共和國の第二第三及び第四編に於て頗る之に類似せる假説を論破するに努め、之に反し Cicero は之を以て確實なるものと想定せり。(Pro. Sext. I. 42.) (同 pp. 223-4)。

又た Hume に從へば吾人が共通の人道を認識するの意味に於ける一定度位の平等なくんば即ち公正の存することなし。吾人は下等動物に對しても仁慈なることある可きも、而も嚴密に彼等に對し正若しくは不正なりと言ふこと能はず。(彼は更に之に歐洲の文明人が野蠻なる印度人に對し、男子が女性に對する場合を附言せり)。(同 225-6)。

七

人類にして若し各個人が自己の保存及び其種屬の繁殖に取りて必要なる有らゆる能力を自己の内に所有するが如く自然によりて組成せられ、至高の造物主が最初の意思を以て有らゆる社會と交際とが人と人との間に截斷せられたりとせば、斯く孤獨なる人は社會的談論對話と等しく亦た公正の資格なきこと明かなるが如し。相互の顧慮及び堪忍が何等の目的にも資することなき所に在りては、そは如何なる理性ある人の行爲をも指導すること嘗てあらざる可し。躁急なる欲情の進行は將來の結果に對する反省に由りて阻止せらるゝことなかる可し。而して爰に各人は自己のみを愛し、安全幸福は獨り自己と自己の活動とに依頼するものと想像せらるゝが故に、彼は有らゆる場合に於て、彼が本性の上に於ても又た利益の上に於ても共に何等の關係に束縛せらるゝことなき有らゆる他の者の上に其力の限りを盡して優先を争ふなり。然れども兩性の結合が自然に成立す可きものとせば、一個の家族は直ちに發生す、而して特殊の制度は其維持に取り必要と爲るが故に、縦令ひ其規定中に爾餘の人類を包含することなきも、是等の者は直

ちに抱擁せらるゝなり。幾多の家族が相結んで、他の總ての者より全然離隔せられたる一個の社會を形成するとせば、平和と秩序とを維持するの制度は該社會の極限まで擴張せらるゝも、而も更に之より一步を踏出す時は全然無用と爲るが故に其效力を失ふなり。然れども又た分立せる幾多の社會が相互の便益の爲めに一種の交際を持続するとせば、公正の限界は人々の見界の大きさと其相互連結の力とに準じて尙ほ一層廣大と爲る。歴史と經驗と理性とは、這個人情の自然的發達、並びに吾人が公正の徳に關する廣大なる效用を知悉するに至ると共に吾人が公正に對する顧慮の漸次擴大することを吾人に教へて遺憾なきなり (同前, p. 2207)。

外界の自然に在りては吾人は因果關係の畫一、即ち同一の原因が同一の結果を生ず可きことを豫期し得る所なるが、人間社會の基礎を成せる自然必至の原則は更に善く之を理解するを得可し。吾人は單に人が常に社會を求むることを觀るのみならず、又た這般の一般的偏向の基礎を成せる諸原則を説明するを得るなり。性を異にする二個の若き野蠻人が交合す可きは扁平なる二個の大理石片が互に相接合すると等しく確實なり。親が其子女の安全の爲めに注意するは、子女が兩

性の交合より生るゝと等しく一樣なり。而して彼等が其親の監督に依りて成年期に達したる後、彼等が之より分離するに伴つて生ず可き不便を豫期し、密接なる相互の結合及び聯合に由りて社會を構成し、以て之を回避せんことを懸念するに至るは、宛も彼等の分離に基きて這般の不便を生ずると等しく確實なり。日稼人の皮膚、氣孔、筋肉及び神經は上流社會に屬する人々のそれと異なるが如く、其情操、行爲及び動作亦た等しからず。相異なる生活上の地位は外面及び内部の全構造に影響す、而して是等相違せる地位は畫一に發生するが故に、又た必然人間本性の必至にして畫一なる本則より發生するものなり。人は社會なくして生活すること能はず、又た統治なくして結合すること能はず。統治は財産の區別を爲し、人々の相異なる身分を確立す。こは生産、交易、製作、訴訟、戰爭、聯盟、同盟、舟航、旅行、都市、艦隊、港津及び人間の生活上に斯くの如き不同を惹起し、又た之と同時に斯くの如き畫一を維持する有らゆる他の行爲及び對象を生ず(前掲 Human Nature, bk. II, pt. iii, Sect. i. pp. 183-4)。人間の動機、氣質及び境遇に關する思料より誘導せられたる這般の推論は又た政治、戰爭、商業、家政(economy)の總てに徹するものにして、實に吾

人が是に依ることなくして行動し、又た利那も存在すること能はざる迄でに全然人間の生活中に混和せられつゝあるなり(同p. 186)。

Humeは人間が本來の平等を脱して國家を形成するの契約を締結するに至ると做すの思想を以て吾人が統治の起源に就きて有する知識に據つて拒否せらる可きものなりと觀たり。征服若しくは篡奪、即ち暴力は從來世界に建設せられたる殆ど有らゆる新統治の始源なり。而して協定の行はれたるが如き觀ある少數の場合に於ても、そは毫も大なる權威を有すること能はざる迄でに多くは不正規、狹小にして且つ詭計若しくは暴力の何れかを混入せるものなり。洵に人民の協定は統治に取りて一個の正當なる基礎にして且つ最良最神聖なるものなること疑なき所なり。而も理性と歴史と經驗とは有らゆる政治的社會が斯くの如き正確且つ正規なる起源を有することなく、而して人民の協定が公務遂行の上に於て尊重せらるゝこと最も少きの時は正に新統治の時なるを示すなり。確立せる組織に在りては屢ば其意向を踏ふことあるも、而も革命、征服及び國亂の狂熱裡に在りて論争を決定するものは常に兵力若しくは政治的狡計たるなり(前掲 Of the Original

Contract, pp. 441-2.)

凡そ「自然なる文字の如く曖昧模糊たるものは非ず。Hume曰く若し「自然にして「靈怪」に對立せんか、獨り不徳と徳との區別が自然なるのみならず、我宗教の基礎を成せる奇蹟を除く外は曾て世界に生起せる有らゆる出來事は亦た自然なる可し。若し「自然」にして「稀有」及び「非常」に對立せんか、何者が自然にして、何者が不自然なるかに關し論争を喚起すること屢ばなる可く、而して吾人は一般に是等の論争を決定す可き何等正確なる標準を有することなきを是認せざる可らず。少くとも勇猛の徳の如きは非常のものなるが故に不自然と爲る可し。又た若し「自然」にして「技巧」を對立せんか、徳の總念が果して自然なるや否やに就きて論争ある可し。不徳も徳も等しく人工的にして自然の外に在るなり (Human Nature, bk. iii. pt. i. sect. iii. pp. 249-51.)。最後に若し「自然」にして「社會」若しくは「倫理」に對立せんか、倫理的若しくは社會的關係なくんば何等の公正なく、特殊の人々に對する關係なくんば一般人類に對する愛情なきが故に、斯くの如き徳は不自然なり。人間心意の原始的状態に在りては、其最も強烈なる注意は彼自身に限定せられ、之に次ぎて強烈なるもの

は其縁者及び知己に及び、而して相識及び關係なき人々に對するものは最も薄弱なるが故に公正は自然に非ず (同 pp. iii. sect. ii. pp. 261-2.)。然れども公正及び社會的關係は彼等が人間の本質より不可離なる點に於て「自然」たるなり。人間の本性は必然彼等に及ばざる可らず。此意味に於て社會及び國家は共に自然たるなり。或る者は公正を以て人類の契合 (Convention) に出づと主張す。若し「契合」なる語にして契約を意味するものとせんか、斯くの如き論旨よりも無稽なるものあらざる可し。契約の履行其者は公正の最も重要な部分の一にして、吾人は正に吾人の言を守るが爲に之を與へたるが故に、吾人の言を守る可き責任あるに非ざるなり。然れども若し「契合」なる語にして共同の利益の意に使用せられんか、公正は人類の契合より發生すと謂はざる可らず。斯くて二人の者は何等の約諾なくして共同の利益の爲めに、共同の契合に由りて短艇の棹を漕ぎ、人類の契合及び同意に由りて、金銀は交換の尺度と爲り、又た國語は漸次確定するに至るなり。是等のものは一定數の者が共同に行ふに由りて總てを利し、共同に行はざれば有らゆる利益を失ふに基くなり。即ち利益の共同意識以上何等の契約存せざるなり。 (An Enquiry

concerning the Principles of Morals. Appendix. sect iii, Some farther Considerations with regard to Justice. pp. 341-2, Human Nature, bk. III, pt. ii. sect ii. p. 263.)

八

吾人にして若し公正を指導し、所有權を決定する特殊の法規を考査せんか、尙ほ同一の結論に達せざるを得ず。總て是等法制に取り唯一の目的たるものは人類の幸福なり。雷だに人々の間に於ける所有の分離が社會の平和と利益とに取りて必要なるのみならず、此分離を行ふに際し吾人の遵奉する法則亦た最も克く社會の利益を促進するの効果を有す可きものなり。理性を有するも、人間の性質を識らざる動物が最も善く公益を促進し、人類の平安を確保す可き公正又は所有權の原則に就きて考慮せんか、彼は恐らく最も廣大なる徳に對して最も大なる所有を割當て、而して各人に其偏向に準じて善を爲すの力を與へんとするなる可し。全智の實在が特殊の執意を以て支配する完全なる神政に於ては、這般の原則は正に其效力を有す可く、又た最も賢明なる目的に資するを得可しと雖も、若し人類にして斯くの如き法則を實施せんとせば、一は其自然の蒙蔽に由り、他は各個人

の自負に基き、功德の不確實は頗る大にして、之よりして何等決定的なる行爲の原則を生ずることなかる可く、而して社會の完全なる解離は避く可らざる直接の結果と爲るなり。狂信者は、所有權は美德に基礎を有せざる可らず、聖徒のみ獨り世界を相續す^と想像し得可きも、而も市政官は是等の崇高なる理論家を一般の盜賊と同一視し、峻嚴なる懲罰を以て、理論上社會に對して最も有利なるの觀ある原則は旋て實際に於ては全然有害なる所以を教ふ可きものなり。斯くて Hume は一千六百四十七年議會軍中に發生し、同四十九年 Cromwell によりて粉碎せられたる均分黨(Levellers)の例を挙げたり(Of Justice, pp. 227-9.)

財産制規の法律を設定せんとせば、須く人間の性質及び地位を知悉し、外觀に惑されずして、全體に於て最も有用且つ有利なる原則を究めざる可らず。而して是が爲めには人々が過度の利己的貪慾心に降ることなき場合には、普通の覺性と僅少なる經驗とを以て足れりとす。或る者の技巧又は勤勉によりて生産せられ若しくは、改良せられたる物は總て、斯くの如き有用なる氣風及び行爲に對し獎勵を與ふるが爲めに、永久に其所有たらしむ可く、財産は亦た等しき有用なる目的の

爲めに子孫縁者に傳來す可く、人間社會に取りて有利なる商業及び交通を生せしむる爲めに合意に由りて讓渡し得可く、而して總ての契約は相互の信頼を確保するが爲めに、之を履行するの注意を怠らざる可く、是に由りて亦た人類一般の利益を増進し得可きと萬人の等しく認めざるを得ざる所なり。自然法論者の歸着する所も亦結局此處に外ならず。(同p. 230-1.)。然れども縦令ひ現在の占有者に對して所有權を歸せしむるの原則は自然にして、是が爲めに又た有用なる可しとするも、而も其效用は惟り社會構成の始初に限定せられ、之を遵奉して變らざるは最も有害なるものなり。斯くて吾人は社會にして一度び確立せられたる後に於て、所有權を發生せしむ可き他の場合を覓めざるを得ず。是等の中最も顯著なるものは先占、時效、添附及び相續の四者なり(Human Nature, bk. iii, pt. ii, sect. iii, pp. 275-6.)。總て外物の占有が可變不定なることは社會の確立に對し、最も重大なる障害の一に算ふ可く、そは又た人々が明示若しくは默示の一般的合意を以て吾人が茲に公正の原則と呼ぶ所のものに據つて自己を抑制する所以なり。這般の抑制前に於ける不幸なる状態は實に吾人が出來得る限り急速に斯くの如き救濟方法に依

從ずるの原因にして、吾人が最初の占有、即ち先占に對して財産の觀念を附加する十分なる理由是に存す。人は一瞬時と雖も、財産權をして停止の状態に置き、若しくは強暴無秩序に對し最小の機會をも與へんことを欲せず。彼等は是等の外物をして出來得る限り、確定不變なる心身の利益と同一の安定を得せしめんとす。加之ならず、最初の占有は常に最大なる注意を拂はしめ、而して吾人にして之を顧みることなからんか、以下何れの占有に對しても所有權を認む可き根據毫も存せざる可し。一部の哲學者は、有らゆる人は自己の勞働に對して所有權を有す、而して彼が其勞働を或る物に結合せしめたる時、そは彼に總體の所有權を賦與するものなりと稱して先占の權利を證明す。然れども(一)例へば吾人が家畜を牧草地に放牧するに由りて之を占有する場合の如く、吾人の取得する目的物に對し吾人の勞働を結合せりと稱し得ざる諸種の占有あり。(二)こは「添附」に由りて問題を説明するものにして、實に無用の迂回を爲しつゝあるなり。(三)吾人は單に比喻的意味に於ける外、或る物に吾人の勞働を結合すと言ふこと能はず。正しく謂へば、吾人は吾人の勞働に依りて其上に變更を加ふるのみ。こは吾人と目的物との間に一

の關係を形成するものにして、是に由りて上述の原理に基き財産權は發生するなり。(同 p. 276, 同 sect. iii. p. 262.) (三田學會雜誌第十三卷第八號所載拙稿「ジョン・ロックの哲學と其經濟學說との交渉」上参照)。

然らば占有の意義如何。吾人が或る物を占有すと稱せらるゝは管だに吾人が直接之に觸接する場合のみならず、之に就きて、そを使用す可く吾人の權内に之を有するが如き地位に在り、而して吾人が現在の快樂又は利益に従つて之を移動し、變更し又は破壊し得可き場合をも包含するなり。然れば這般の關係は一種の原因結果にして、所有權は公正の原則若しくは人々の契合より生じたる安定なる占有に外ならざるが故に、同一種の關係として思料せらる可きものなり。而も吾人の遭遇する障害が蓋然の地位を異にするに従ひ、或る物件を使用するの力は確實の地位を異にするに至り、而して這般の蓋然性は知覺し得ざる地位を以て増加するが故に、幾多の場合に於て占有の發生又は消滅する時期を決定すること不可能にして、又た斯くの如き論争を決定し得可き確固たる標準毫も存することなし。吾人の畏に陥りたる野豬にして逸脱すること不可能なりとせんか、そは吾

人の占有に屬するものと看做さる。而も吾人は「不可能」によつて何物を意味するや。此不可能性を如何にして不蓋然性より分離するや。而して之を如何にして蓋然性より精確に區別するや。而も疑問は單に所有及び占有の實在のみならず亦た其範圍に關しても發生し得可きものにして、是等の疑問は想像以外に之を解決するの力あることなし。(同 pp. 276-8.)

然れども先占の權原が時の經過に由りて不明と爲り、之に關して發生す可き幾多の争議を決定すること不可能なる場合屢ば生起す可し。斯くの如き場合には長期に亘る占有即ち時効なるもの自然に起りて、總て或る人の享有せる物件に就き彼に完全なる所有權を與ふることと爲るなり。人間社會の本質は決して大なる正確を容るゝことなく、吾人は常に事物の現状を決定するが爲めに其最初の起源に溯ること能はず。則ち時効が所有權を齎すを必要とする所以なるも、而も這個の目的の爲めには幾許の時日を以て十分とす可きやの問題は單に理性のみを以て決定すること不可能なるが故に、爰に民法は自然法の地位を補充し、立法部によりて思料せられたる種々なる効用に準據し、時効に對し種々なる期間を指定す

るなり(同 pp. 278-9, *Of Justice*, p. 232)。吾人は或る物件が既に吾人の財産たる他の物件と密接なる體様に於て連結せられ、而して同時に是等に對し贅たる地位に在る時は「添附」に由りて其所有權を取得す。斯くて吾人が園圃の果實、家畜の所産及び奴隸の製作は占有の以前と雖も、總て之を吾人の財産と認むるなり。最後に相續の權利は親及び親近なる親戚の推定せられたる承諾より、且つは人々の所領は彼等をして更に勤儉ならしむるが爲めに彼等に取りて最愛なる者に相傳す可きを要求する人類一般の私情よりして頗る自然なるものなり(*Human Nature*, pp. 279-82)。

九

總て所有權の問題は各個の社會に取り特殊の便益に従つて自然的公正の原則を擴張し、抑制し、改修し、且つ變更する市民法の權威に従屬するものなり。是等の諸法規は絶えず夫々の社會の政體、風習、氣候、宗教、貿易、形勢と關聯し、若しくは、す可きものなり。Humeは此點に於て、Montesquieuが *L'Esprit des Loix* と一致せるも、而も彼は後者が國民性に對する氣候の影響に關する誇大の推斷を論破するに努めたり、(*Of Justice*, p. 232. 同 note T. p. 587. 及び *Essays*, pt. i. xxi, *Of National Characters*, p. 188 seq.)。

「或る人の財産とは何ぞ。」總て彼に取りて、而して惟り彼に取りてのみ利用することの合法なる物件なり。「然れども吾人が依りて以て是等の物件を區別し得る標準如何。」茲に吾人は律令、慣習、先例、類推及び其他或るものは恒久不變、或るものは可變不定なる多數の事情に依從せざる可らず。然れども總て是等のものが顯然歸結する窮極の標點は人間社會の利益及び幸福なり。是を重要視することなき場合には公正及び所有權の法則の全部若しくは大部分は最も奇怪、不自然且つ迷信的なるの觀をさへ有するに至る可し(*Of Justice*, pp. 232-3)。

人は迷信の愚を嘲笑するも、而も彼にして所有權の客體を之と等しく學問知識に訴へて考査せんか、彼は道德的情操によりて認められたる相違に對し何等の基礎をも發見することなかる可し。余は此樹木に依りて適法に自己を養ふを得可きも、十歩を隔てたる同一種の樹果に觸るゝは余に取りては犯罪なり。余にして一時間以前に此衣服を着用したりとせば、余は最も峻酷なる刑罰を受く可かりしなり、而も或る者が僅々數語の呪文を唱ふるに由りて今や之をして余の使用に適するに至らしめたり。此家にして對岸の土地に存せりとせば、其中に住するは余

に取りては不道德なりしなる可し、而もそは僅かに河岸を異にして建設せられたるが爲めに相異なる國法の適用を受け、而して其余が所有と爲れるに由りて、余は何等の責罰をも蒙ることなきなり。克く迷信を暴露せしめ得たると同一種の推論は亦た公正にも適用するを得可し。然れども迷信と公正との間には重要な相違あり、前者は浮躁、無用且つ煩惱なるも、後者は人類の福利、社會の存在に取りて絶對に必要なものなり。若し社會の利益にして毫も顧慮せらるゝことなくんば他人が承諾の意を示せる一定の音聲を表示するに由りて特定の物件に關する余が行爲の性質を變せしむること恰も或る僧侶が一定の様式に於て祈禱を誦するに由りて木石の堆積をして爾後永遠に神聖ならしむると選ぶ所なかる可し(同p. 233-5)。

然れども公正の道德的義務及び財産に關する諸權利は斯くの如く其純乎たる功利的基礎を暴露するに由りて薄弱と爲ることなし。即ち凡そ如何なる義務に對しても、人間社會若しくは人性すら其確立なくして存在すること能はず、這般の義務に對して拂はるゝ敬意が愈よ神聖にして犯す可らざるものと爲るに伴ひ、尙ほ一層大なる幸福と完成との程度に到達す可きを認むるよりも更に強固なる基礎を期待し得可きや。公正は明白に公益を増進し、政治社會を支持するに資するが故に、公正の情操は這般の傾向に對する吾人の反省より生じたるか、若しくは飢渴及び其他の物欲、懷怨、愛生、子孫に對する愛着及び其他の欲情と等しく自然が之と等しき有利なる目的の爲めに人間の心胸に植付けたる單純なる原始的本能より發したるか、吾人は其一方の命題を擇ばざるを得ざるが如し。若し後者にして事實ならば公正の對象たる財産權は亦た單純本原の本能によりて區別せられ、毫も論證又たは反省によりて確定せらるゝことなきに至る可し。然れども曾つて斯くの如き本能に就きて聞知せる者在りや。又たそは新發見を行ひ得可き題目なりや。然らば吾人は亦た從來全人類の注意より漏れたる新たなる官能を體內に發見することを豫期し得可し。加之ならず、自然は本能的情操によりて財産を區別すと稱するは頗る簡單なる議論なるが如しと雖も、而も事實に於て吾人は是が爲めには無數の相異なる本能を必要とするを發見するに至る可し。凡そ財産に關すると又た其他有らゆる人事關係に於けるとを問はず、到る處に發見せられ、

又た到る處に有效なる絶對の公正なるもの存することなし。同種の鳥は總て如何なる時代と郷土とを問はず、彼等の巢を造ること一様なり、茲に吾人は本能の力を觀る。相異なる時代と場所とに於ける人々は彼等の家屋を構ふること區々たり、此處に吾人は理性と慣習との影響を認む。同一の推論は生殖の本能と財産の制度とを對比するに由りて之を引くことを得可し(同p. 235-7)。

然れども變化は盡一と相容れざるものに非ず。國法の不同は如何に大なりとするも其主たる輪廓は其期する所の目的が到る處に於て正確に同一なるが故に可なり。合律性を以て相一致すること、恰も有らゆる家屋が其形狀、資料に於て區々たるに拘らず等しく屋根、壁、窓及び煙筒等を有するが如し(同p. 237)。有らゆる國民に共通なる人間の本性は共通なる體様に於て發現し來るものにして、若し然らざれば政治科學又たは人性科學は全然存立すること能はざるなり。斯くて財産制度の利益亦た一地方及び一國民に特有なるに非ざるなり。

占有の安定は人間社會に取りて如何に有用又たは必要なりとするも、そは頗る重大なる不便の伴ふものあり。適否の關係は人類の財産分配に際しては嘗て考

慮に入る可きものに非ず、而も吾人は更に其適用の一般的にして、更に疑惑及び不定の餘地なき原則に據つて自己を支配せざる可らず。社會の始初に於ける現在の占有及び其後に於ける先占、時効、添附及び相續は正に此種に屬するなり。是等のものは偶然の機會に依頼すること頗る大なるを以て、往々にして著しく人々の缺感及び欲望と齟齬するに至り、人と所領とは屢ば合宜の適合を缺くこと大ならざるを得ず。是實に矯正を要する大不便なり。而も各人をして直接彼が自己に適せりと判斷せる物を強力を以て把握することを許さんか、社會は終に破滅を見る可し。是に於て乎、公正の原則は硬直なる安定と此可變不定の調整との間に一定の中庸を求むるなり。占有及び所有は其權利者が他人に之を讓渡することを承諾せる場合を除き、常に安定なりと做すものは蓋し其最良道なり。此原則は鬭爭軋轢を喚起せしむるが如き惡結果を生ずるの虞なくして、克く財産と所有者とを適合せしむるに資するを得可し。獨り相異なる土地は相異なる貨物を生産するのみならず、相異なる人々は自ら相異なる業務に適し、而して専ら之に従事するに由りて一層完成の域に到達するものなるが故に、茲に相互の交易及び商業の必

要起るなり。是に由りて合意に依る所有權の移轉は斯くの如き承諾なき場合に於ける其安定と等しく自然法に基礎を有するものなり(Human Nature, bk. iii. pt. ii. sect. iv. p. 283.)。

是迄では明白なる效用及び利益によりて決定せらるゝ所なるが、國法及び大多數の著者に從へば、自然法に據るも亦た、物件の引渡、即ち知覺し得可き交付が所有權移轉の必要なる事項として、一般に認めらるゝは恐らくは更に瑣末なる理由に基くものなる可し。一物件の所有權は毫も徳性即ち心意の情操に關係なき或る實在と看做す時は、全然知覺せらるゝこと及び了知せらるゝことすらなきものにして、又た吾人は其安定若しくは移轉の孰れに關しても何等明確なる總念を構成すること能はず。此不完全なる吾人の觀念は所有權の安定に關しては吾人の注意を惹くと大ならざるが故に、知覺せらるゝこと少し。而も所有權移轉は是よりも顯著なる事件なるを以て吾人が觀念の缺陷は一層明かと爲り、有らゆる方面に向つて一定の救済を覓めしむるなり。而して總て現在の印象及び其印象と觀念との間の關係の如く觀念を刺戟するものなきが故に、吾人が此方面よりして或る

假擬の知識を覓めんとするは自然なる可し。所有權の移轉を了知するに當り此想像を助くるが爲めに、吾人は知覺し得可き物件を取り、而して現實に其占有を吾人が所有權を讓渡せんとする者に移すなり。行爲の想定せられたる類似並びに此知覺し得可き引渡の現前は心意を欺瞞し、是に由りて所有權の玄妙なる移動を了知せりと想像せしむるなり。斯くて穀倉の鍵を與ふるは其内に藏せる穀物の引渡として了解せられ、石と土とを與ふるは莊園の引渡を表示するが如き、孰れも事實上の引渡を行ひ得ざる場合に意象を満足せしむるが爲めに發明せられたる「象徴的引渡なり。斯くの如きは即ち國法及び自然法に於ける迷信的慣行にして、宛も宗教上に於ける羅馬加特力の迷信に彷彿せり(同p. 283-4)。

全然個人所有權を否認し、個人は單に一時財貨を占有し、使用収益するを得るのみにして、之を處分するの權利なく、所有權は獨り共同團體の手に存す可きものなりと做す綜合所有權説(centralistischen Eigentumstheorie)に想到することなく、完全なる平等の思想を以て全然實行不可能なるか、若しくは人間社會に取りて有害なるものなりと做して財産均分論(equal sharing)にも賛し得ざりし Hume は社會構成の始初

に於ける占有、社會確立後に於ける先占、時効、添附及び相續を以て所有權の權原と認めたるも、而も其究竟の原因を人類社會の便益に究め、凡そ財貨は皆な勞働の結果として存在するものなるが故に勞働は亦た必然財貨に對する所有權の基礎たらざる可らずと做す謂ゆる勞働説(Labour theory)に對しては數個の反證を擧げて之を拒否し、所有權は外部的作用に因つて生ずるものに非ず、人類生得の本能より發露し來れるものなりと做す自然説(natürliche Eigenthumstheorie)及び萬物は本來悉く社會の共有に屬するも、纏て各個人が其自然的狀態の自己に不利益なるを知覺し、相俱に契約を締結して國家組織を成し、之と同時に個人は又た社會と契約を結んで共有の財を自己の有と爲すに至ると説く契約説(Contracttheorie)にも赴くことを得ずして、社會效用説(social utility theory)の基礎に立脚し、後年の自然的經濟的所有權説(natürliche-ökonomische Eigenthumstheorie)の先驅を爲せり。而して所有權は又た特殊の社會的便益に従つて自然的公正の原則を改變する慣習法及び成文法の權威に從屬すと解するに於て一種の法定説(Legal theory)に傾けるものなり。

十

然れども Hume は第十九世紀の社會主義者の如く、外部的及び經濟的事情を以て唯一の決定的效力と做し、内部的のものは何等の價值をも有するものに非ずと看るが如き推論を下すものに非ず。人間の資性及び性向は絶えず高尚なる學問文藝に對する嚴肅なる注意、善良なる模範の追求及び習慣の力に由りて改善せらるゝを得可し。(Essays, Part I, Essay XVIII, The Sceptic, pp. 156-9.)。宛も不幸が惡徳及び痴愚に附隨するが如く、幸運は縦し必然に非ずとするも自然に徳及び美性に結合せらるゝなり(Essay on Impudence and Modesty, 1741.)。Hume は彼が財貨取得の欲念に打勝つが爲めに公正の原則を必要とする所以を闡明せんと欲するに際しては這般の欲情を重視せりと雖も、少くも富に對する愛戀の形態に於ては現世的幸運に對する欲求は亦た人類の支配的欲情として看做さるゝことなし。曰く、自己及び自己の最も近親なる同伴の爲めに財貨及び所領を取得せんとする此欲念のみ惟り飽足することなく、不斷普遍にして、又た社會に取りて直接破壞的なるものなり。如何なる人と雖も、是に由りて刺戟せられざる者殆ど有ることなく、又たそが何等の制限なくして發動し、而して其最初にして最自然なる行動に道を譲りたる時、何

人と雖も之を畏怖せざる者なきなり。斯くて大體に於て吾人は社會を確立するの困難を以て此欲情を調整し抑制するに當つて遭遇する困難に因つて或は大と觀、小と做すなりと。(Human Nature, bk. iii, pt. ii, sect. ii, p. 264.)。Hume 氏 Adam Smith 氏異りて如何なる正確なる判断に依るも富に對する欲求が決して社會を構成するの力として看做さる可きものと思料するとなかりき。そは寧ろ必然阻碍するを要する破壊的勢力たるなり。彼は少くとも此點に於て個人主義者に非ざるなり (Bonar, Philosophy and Political Economy in some of their historical relations, 1893, p. 116.)。

Humeは有らゆる物は熟練及び勞働に對して賣却せらる」と聲明し、人は常に外界の自然に對するのみならず、彼自身の上にも亦た其の勤勉を誘かざる可らず、彼にして若し自己を圍繞せる障害を克服せんことを欲せば、彼は其才能、心意及び肉體を改善せざる可らずと做せり (Essays Pt. I, Essay XVI, The Stoic, p. 132, seq.)。彼の了解せる「勞働」は常に肉體的勞苦と等しく心知的のそれをも包含するものなり。而して又た彼に従へば吾人の領有する財貨に三個の相異なる種類あり。吾人が心意の内部的満足、吾人が肉體の外部的利益及び吾人が自己の勤勉及び幸運に由り

て取得し占有せる物の享樂即ち是なり。(前掲 Human Nature, p. 261.)。又た普く承認せられたる總念に従へば、人間の幸福は行爲、快樂及び無爲(安靜)の三要素より成るものゝ如し。是等のものは個人の特有なる性質に依り相異なる割合を以て混和せらる可きものなるも、而も其一と雖も、全然缺如せんか、幾分全體の好感を破壊せざるを得ず。工業及び技術の昌盛なる時代に於て、人々は永續的業務を續行し、而して其報酬として彼等が勞働の果實たる快樂(富の享樂及び現實の消費)と等しく業務其者をも享樂するなり。心意は新たなる氣力を取得し、其能力を擴大し、正道に勉勵して其自然的物欲を満足せしむると共に安易遊惰に養はるゝの時、發生するを普通とする不自然なるものゝ發達を防止するなり (Essays, Pt. II, Essay II, Of Refinement in the Arts, p. 255.)。而して又た彼は貨物及び人生の享樂を増加する實際的技術に關しても、人間の幸福は是等のものゝ夥多なるよりも、寧ろ彼等が是等のものを享有す可き平和と安定とに存すること多く、而して是等のものゝ恩惠は惟り善政より生ず可きこと明かなり (同 Essay VIII, Of Parties in General, p. 44.)。

心意の内部的平和、純潔の意識、吾人自身の行動に對する十分なる考査等は幸福

に取りて頼る必要なる状態なり(Essays vol. II, Principles of Morals, sect. ix, Conclusion. p. 317)。幸福は人爲的に増加せらる可きものに非ず、それは理性に依るよりも寧ろ欲情の状態に依頼するものなり。希望と歡喜とに對する偏向は眞の富なり、恐怖と悲哀とに對するものは眞の貧なり(Essays, Pt. I, Essay XV. The Epicurean. p. 124, 同 Essay XVIII, The Sceptic. p. 154) 縱令ひ人々の性情は頗る相異れりと雖も、快樂の生涯は業務の生涯の如く長く存続すること能はずして、飽滿と嫌惡とに到達するの傾向遙かに大なるものなり。最も永續的なる娛樂は總て其中に勤勉と注意との混和を有すること、例へば博戲及び狩獵の如きものなり。而して一般に業務及び行爲は人生に於ける有らゆる大空虚を滿すなり。然れども總て享樂に向ふの情最も大なる場合には、往々にして其對象たる物件を缺くなり。而して此點に於て外界の物件を追求する欲情は個人自身の内に靜止するものに比し、幸福に資すること少きものなり。即ち吾人は後者に比して斯くの如き物件を取得することさまで確實ならず、又た之を領有することさまで安固ならざるなり。學問に對する欲情は幸福の點より觀て寧ろ富に對するものよりも取る可きものなり。(同 p. 155)。而

して幸福は吾人の領有する快適なる財貨よりも、却つて吾人が自己に接近する總ての者の満足と相共に享受す可き同情に依頼すること大なるものなり。(Human Nature, bk. II, pt. II, sect. v, pp. 145-7.)

技術は衣裳を製するを得可し、而も自然は人間を生産せざる可らず(前掲 The Epicurean, p. 123)。至全なる幸福は正に至全なる對象の觀想より生ぜざる可らず。而も美と徳とに優りて完全なるもの有りや。而して萬有のそれに等しき美、若しくは神性の仁愛及び公正に比較し得可き徳を何處にか見出す可き。若し斯くの如き觀想の快感を滅殺し得可きものありとせば、それは吾人よりして是等の美と至善との大部分を隠蔽する吾人が能力の狭少、若しくは是に於て吾人を教養す可き充分なる時を許さざる吾人が生命の短少に存せざる可らず。然れども吾人にして若し爰に吾人に與へられたる能力を正當に使用せば、是等のものは吾人をして我が造物主の更に適當なる崇拜者たらしむる可く、他の存在の状態に於て擴張せられ而して時機を失せずして完成せらるること嘗てなき此課程は永遠の事業たる可きこと實に吾人の慰安たるなり(Essay, Pt. I, Essay XVII, The Platonist, pp. 144-5)。

斯くの如きものは Adam Smith の謂ゆる恐らく脆弱なる人間本性の許す範圍内に於て殆ど完全に賢明有徳なる人物の理想に到達し彼の時代に於て嶄然として最も頭角を抜んでたる哲學者にして且つ歴史家たる (Wealth of Nations, Bk. V. chap. i. art. 3.) David Hume が人間本性の原則に立脚せる經濟學説の根本義なり。吾人は他日稿を改めて其奢侈貨幣利子貿易及び租税の各論に就きて解説を試んことを期す。

(一千九百十九年十一月稿)

(附記) 先年「經濟論叢」誌上に連載せられたる福田博士の論文に「デヴィッド・ヒュームの經濟學説」と題するものあり。英國經濟學説の淵源に其筆を起し、第十七世紀に於ける英國經濟論を批評する上に於て精細を極め、我經濟學界稀に觀るの大論文なりしが、如何なる事情ありしか、終に其本論たるヒュームの經濟學説に論入することなくして中絶せり。吾人經濟學書生の最大なる遺憾とする所なりしが、未だ博士に續稿の舉あるを聞かず。博士のヒューム論にして既に完成せられたらんに、余が貧弱なる此「ヒューム」の經濟學説を草するの必要恐らくはあざりしならん。

終に臨んで、余が本稿を草するに當り、本文中に引用せるボナー氏の著書によりて指導せらるゝこと多大なりしを誌して、同氏に感謝せざるを得ず。余は同書を續く毎に、常に多大なる不滿を感じながら、而も常に多大なる指教を得つゝあるを自白せざるを得ざるなり。

(十一月二十七日)

● 夏材の究研語英るたれば撰に特 ●

<p>學務院教師リチャード・トーマス・ゴードン著 野田 巖三郎氏共著 留學院教授 野田 巖三郎氏共著</p> <p>實用英語會話 袖珍洋裝全一冊 正價金四十五錢 郵稅金五錢</p>	<p>海軍機關學校教師エドワード・ステイブソン氏編 ユースフル・クエスチョンズ 菊池洋裝全一冊 正價金六十五錢 郵稅金十錢</p> <p>Handy Questions & Answers, Customs, Etiquette, etc. 正價金六十五錢 郵稅金十錢</p>	<p>東京高等商業學校講師ジョン・アイルズ氏著 エドワード・ブリーアメリカ 四六判洋裝一冊 正價金四十五錢 郵稅金八錢</p> <p>A Trip to America 正價金四十五錢 郵稅金八錢</p>	<p>海軍大學校教授フライング氏著 イングリッシュ・エコー 四六判假裝三冊 第一金一圓 第二金一圓 第三金一圓 郵稅各金八錢</p> <p>The English Echo 正價金九錢 郵稅金八錢</p>	<p>早稲田大學教授増田藤之助氏著 英語修辭學講義 四六判洋裝一冊 正價金九錢 郵稅金八錢</p> <p>Lectures on the English Rhetoric 正價金九錢 郵稅金八錢</p>	<p>シエームス、カスバートソン氏著 同 氏著(改訂十八版)</p> <p>高等英文典 四六判洋裝一冊 正價金六拾五錢 郵稅金六錢</p>	<p>同 氏著(改訂十八版)</p> <p>中等英文典 四六判洋裝一冊 正價金四拾五錢 郵稅金六錢</p>	<p>同 氏著(改訂十八版)</p> <p>邦中等英文典 四六判洋裝一冊 正價金四拾五錢 郵稅金六錢</p>	<p>同 氏著(改訂十八版)</p> <p>高等英文典 四六判洋裝一冊 正價金六拾五錢 郵稅金六錢</p>
<p>シエームス、カスバートソン氏著 ストーリーズ、フロム シヤロロック、ホルルス 四六判假裝一冊 正價金六拾九錢 郵稅金六錢</p> <p>Stories from Sherlock Holmes</p>	<p>京都帝國大學 英文學博士岡次郎氏著 ストーリーズ、フロム、 セクストン、ブリーク 第一卷 四六判洋裝一冊 正價金八拾五錢 郵稅金六錢</p> <p>Stories from Sexton Blake</p>	<p>同 氏著(セクストン、ブリーク第二卷) ストーリーズ、フロム、 セクストン、ブリーク 第二卷 四六判洋裝一冊 正價金八拾五錢 郵稅金六錢</p> <p>The Tower of Silence & other Stories</p>	<p>同 氏著(セクストン、ブリーク第三卷) マドモアゼル、ユースカイリン エドワード、アサリス、ストーリーズ 四六判洋裝一冊 正價金七拾八錢 郵稅金六錢</p> <p>Nademoiselle Justine & Other Stories</p>	<p>同 氏著(セクストン、ブリーク第四卷) ブリーク、イン、カエリス、ゴブス エドワード、アサリス、ストーリーズ 四六判洋裝一冊 正價金八拾五錢 郵稅金六錢</p> <p>Bake in Ways Cope & Other Stories</p>	<p>東京美術 文學士 矢代幸雄氏編 學校教授 文藝論集 四六判洋裝一冊 正價金八拾五錢 郵稅金六錢</p> <p>Model Art Criticisms</p>	<p>第三高等學校英語科教員編 プローズ、リーディングス 菊池洋裝全一冊 正價金六拾五錢 郵稅金六錢</p> <p>Prose Readings</p>		

丸善株式會社
東京 丸善 本橋 通
大阪 丸善 心齋橋 筋
京都 丸善 三條 通
福岡 丸善 西區 町
仙臺 丸善 國分 町
岩手 丸善 一五番 町